

第IV章 やさしいまちづくり実行プログラム

第Ⅳ章 やさしいまちづくり実行プログラム

やさしいまちづくりの実行プログラムとして、前～中期（平成16～21年度）に行う重点施策と、しくみづくりの内容を示します。



1 重点施策

前期（平成16～18年度）に実行する以下の8の施策を重点施策とします。

重点施策	関連する 実践項目	整備（実施）目標 （平成16～18年度）	担当
（1）民間集合住宅整備にあ たつての歩道と連続する 空間整備	No.5 No.27	年間30件	住宅課 道路課 建築調整課
（2）民間集合住宅共用部分 のバリアフリー化促進	No.6	年間30件	住宅課 建築課 建築調整課
（3）小規模既存民間建築物 等の改修促進〔促進地区〕	No.16	年間6カ所	再開発課 建築調整課
（4）福祉のまちづくり公園 の整備	No.18	各年度10園	水辺と緑の課
（5）だれでもトイレの整備	No.21 No.22	各年度2カ所	水辺と緑の課
（6）歩道の段差解消	No.27 No.28	各年度10カ所	道路課
（7）鉄道駅のエレベーター 整備	No.41	各年度1カ所	交通対策課
（8）地区ワークショップ	No.49 No.59	2地区	防災課 建築調整課 各関係課

2 やさしいまちへのしくみづくり

やさしいまちづくりの取り組みを支えるしくみづくりとして、前～中期（平成16～21年度）に、以下の6つの取り組みを区と区民および事業者の協働によって進めます。

（1）区と区民および事業者の協働による推進（No. 49）
＜地区ワークショップ＞

（2）ユニバーサルデザインによる施設整備（No. 62, 66）
＜やさしいまちづくり相談員制度／やさしいまちづくりハンドブック＞

（3）人材育成のしくみづくり（No. 67）
＜やさしいまちづくりリーダー研修＞

（4）学校教育との連携（No. 70）
＜総合的な学習等への支援＞

（5）関係者の連携のしくみづくり（No. 74, 75）
＜庁内推進会議と推進ワーキングチーム＞

（6）実践項目の見直し検討（No. 76, 77）
＜区民参加による見直し＞

※（No. ）は関連する実践項目の番号

<やさしいまちづくり促進地区指定の基準>

※原則として以下の3条件を満たす場所からスタートします。

- ① 道路や公園整備（改修）などまちに動きがあり、これらの整備とあわせて連続的な整備によって効果的にバリアフリーの整備等を進めることができる。
- ② 近くに鉄道駅などの交通拠点があり、駅のバリアフリー整備と連動することができる
- ③ 地域の拠点となる商店街等を中心として、先行的に小規模既存の施設改修を進めることが求められる

(2) ユニバーサルデザインによる施設整備・改善

<やさしいまちづくり相談員制度とやさしいまちづくりハンドブックの活用>

① やさしいまちづくり相談員制度

- ・障害がある人の視点でまちづくりや施設整備に意見が言える「やさしいまちづくり相談員」を登録し、設計者が日常的な業務の中で気軽に疑問点を聴き、相談できるようにしていきます。
- ・相談員は、障害のある人の視点から施設整備やまちづくりに対して助言できる人とし、これまでの実績等をふまえて区が依頼します。
- ・特定施設の現地調査時に、「やさしいまちづくり相談員」に立ち会ってもらい意見を聴きます。

② やさしいまちづくりハンドブックの活用

- ・「福祉のまちづくり条例」に基づくマニュアル等の基本理念や利用者が抱える問題を再確認し、一人の人が連続して利用するという視点に立って、問題となりやすい点への対応の考え方をまとめます。
- ・やさしいまちづくりのための整備手順を明確にするとともに、整備の担当者の立場に立ち、わかりやすさを重視した取りまとめに努めます。
- ・工夫した事例やありがちな不備について整理し、今後の整備に活用します。

(3) 人材育成のしくみづくり <やさしいまちづくりリーダー研修>

- ・地区ワークショップを通して、ワークショップ企画、運営の研修などを実践できるワークショップ運営者（やさしいまちづくりリーダー）を育成していきます。
- ・建築家・工務店など、まちづくりを担う専門家に対して、PRを行うとともに、意識を醸成するための研修等を企画、実施していきます。

(4) 学校教育との連携 <総合的な学習等への支援>

- ・区内の小中学校の総合的な学習の時間などを活用して、やさしいまちづくりに関連する授業の支援を行います。
- ・区内の自主活動団体やNPOなど、小中学校との連携を図るグループの活動を支援します。

(5) 関係者の連携のしくみづくり <庁内推進会議と推進ワーキングチーム>

- ・やさしいまちづくり推進を図るため、関係者の連携のしくみづくり、区と区民および事業者が連携できるしくみをつくりまします。

① 庁内推進会議

- ・庁内の連携を図り、総合的な取り組みを進めるため、庁内推進会議および幹事会を継続していきます。

② 推進ワーキングチーム

- ・各関係課によるワーキングチームによって、やさしいまちづくりを推進します。

(6) 実践項目の見直し検討 <区民参加による見直し>

- ・「実践項目」の推進状況を把握するため、年度毎に区と区民により推進状況調査を行います。
- ・前期終了時（平成18年度）、中期終了時（平成21年度）に際して、社会情勢の変化、関連計画との整合、推進状況調査をもとに、区と区民により「実践項目」を見直していきます。

第V章 やさしいまちづくり促進プログラム

第V章 やさしいまちづくり促進プログラム

やさしいまちづくりを促進するために、区と区民および事業者が取り組むべき行動指針として、「実践項目」を示します。この項目は今後実践を継続する中で進化発展させていきます。



1 実践項目の構成

実践項目は、やさしいまちづくりを促進するために現在の江東区で大切だと考えられるものを77項目に整理したものです。

1 人にやさしい施設整備に関する項目

まちの構成要素であるすべての都市施設が、誰にとっても利用しやすくなるように、段差の解消や垂直移動の確保等の整備を進めます。

2 円滑な移動の確保に関する項目

バリアをなくすだけでなく、連続して快適に利用できるよう、質を重視し、人（利用者）を中心に考えた整備としていきます。

3 やさしいまちづくりの総合的取り組みに関する項目

個別の施設にとどまらず、地域の取り組みとして「やさしいまち」が実現するように、区民の参加による地域づくり、情報の確保、災害時の対応を進めます。

4 整備の指針作成と手法の共有に関する項目

現場に即した整備を進めるため、障害のある人も含めた利用者の視点を取り込む整備手順のルールを明確にするとともに、解決策の共有化を図ります。

5 区民の参加と育成のしくみづくりに関する項目

やさしいまちづくりを担う人的資源の育成に向けて、研修や地域の自主的活動の活性化を推進します。また、小中学校の学校教育との連携を図ります。

6 関係者の連携と進行管理に関する項目

関連者が相互に連携して施策を推進するための横断的な体制と進行管理のしくみをつくります。

※この実践項目は、やさしいまちづくりワークショップから提案されたものをもとに作成しました

2 実践の継続と進化

実践項目は次のような手順で継続し、継続する中で見直しを図り、常に進化させていきます。

(1) やさしいまちづくりのための実践項目の抽出

やさしいまちづくりのために、区と区民および事業者が取り組むべき「実践項目」を示します。ワークショップで検討してきた結果を整理し、具体的に取り組みを始めるリストとして皆で共有していきます。

(2) 区と区民および事業者の日常的業務や生活の中での実践

区の日常的な業務や、区民の生活の中で「実践項目」に取り組み、実現していきます。

(3) ワークショップの継続による協働の実践

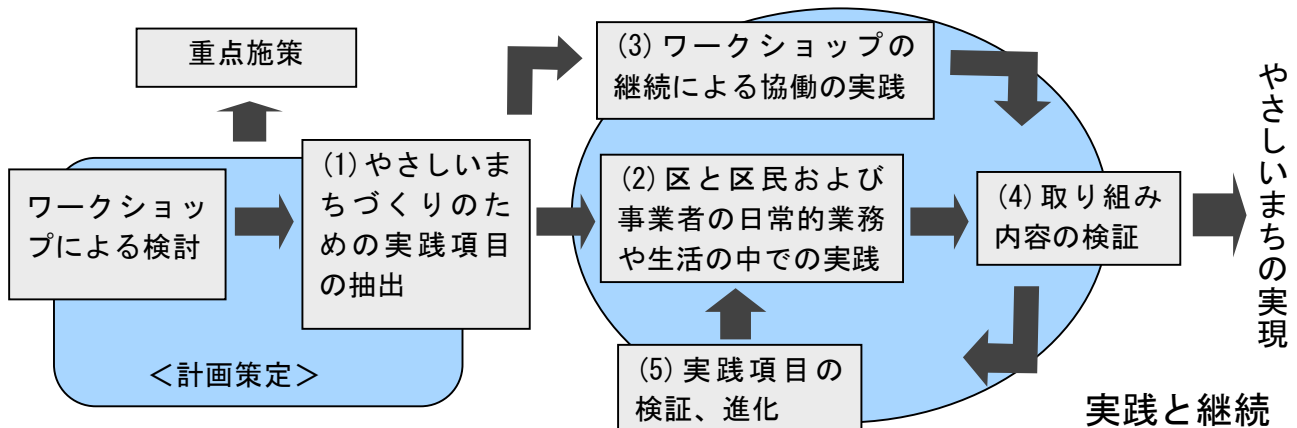
区と区民および事業者の協働の場として、対象範囲を絞ってワークショップを継続し、やさしいまちづくりを実践していきます。

(4) 取り組み内容の検証

実践項目の取り組み状況は、やさしいまちづくり実現の指標となります。区と区民が、この取り組みをどのように進めてきたのか常に検証します。

(5) 実践項目の検証、進化

継続して取り組みを進める中で、「実践項目」を見直し、進化させていきます。その結果をもとに、次の取り組みに反映させていきます。



3 実践項目の内容

77項目の実践項目の内容は次のとおりです。

① 人にやさしい施設整備に関する項目

1-1 誰にでも利用しやすい住宅をつくるために

- 1~3 区営住宅の改修にあたっての整備
- 4~6 民間集合住宅の誘導と改修の支援
- 7~9 高齢者、障害者対応住宅の確保

1-2 誰にでも利用しやすい公共的建築物をつくるために

- 10~12 公共建築物の新規整備、改修時における人にやさしい施設整備
- 13~15 民間施設（特定施設）の整備に際しての誘導
- 16 小規模または既存施設における人にやさしい施設整備の推進

1-3 誰にでも利用しやすい公園をつくるために

- 17 公園整備にあたっての利用者の意見の取り入れ
- 18 公園の入口や設備の改善
- 19~20 区と区民および事業者の協働による管理の推進

1-4 誰もがトイレ等を便利に使えるようにするために

- 21~22 公園、公共施設におけるトイレの整備
- 23 特定施設の誰でもトイレの設置
- 24 その他（特定施設以外）の民間施設での整備促進
- 25 誰でもトイレの情報整理とPR

② 円滑な移動の確保に関する項目

2-1 道路、水辺の散歩道等を歩きやすくするために

- 26~33 誰もが移動しやすい歩行者空間の整備推進
- 34~37 安全対策の推進、商品等のはみ出しや放置自転車の防止
- 38~40 連続した水辺の散歩道等の整備

2-2 駅を中心とした面整備を進めるために

- 41 駅の垂直移動の確保
- 42 駅周辺の連続した動線整備
- 43 住民参加による駅のバリアフリー点検と計画の策定

2-3 バスやタクシーを利用しやすくするために

- 44~46 都バスの整備要請
- 47 タクシー事業者との協力

③ やさしいまちづくりの総合的取り組みに関する項目

3-1 地区のやさしいまちづくりを進めるために

- 48 やさしいまちづくり促進地区
- 49 地区ワークショップの開催

3-2 わかりやすいまちにしていくために

50～53 誰にでもわかりやすいサインの充実

54 多様な手段での情報提供

55 I Tを活用した情報提供

3-3 災害への備えと被災時の対応を図るために

56～57 避難ルートや避難場所の整備

58～61 災害時の情報提供

4 整備の指針作成と手法の共有に関する項目

4-1 利用者の視点でまちづくりやものづくりを進めるために

62 やさしいまちづくり相談員制度

63～65 現場実験や利用者との意見交換

4-2 施設整備・改善方法の共有のために

66 やさしいまちづくりハンドブックの作成（マニュアル補完）

5 区民参加と育成のしくみづくりに関する項目

5-1 やさしいまちづくりの人材育成を進めるために

67 やさしいまちづくりリーダー研修

68 設計者、事業者等の啓発・研修

5-2 地域活動の活用と場づくりを進めるために

69 地域での場づくり

5-3 学校教育と連携して意識を育てていくために

70 総合的な学習等への支援

71 小中学校と地域活動グループの連携

5-4 次世代を担う子どもたちを育てていくために

72～73 次世代を担う子どもの育成

6 関係者の連携と進行管理に関する項目

6-1 関係者の連携のしくみをつくるために

74 関係者の連携のしくみ

75 推進ワーキングチーム

6-2 進行管理のしくみをつくるために

76～77 実践項目の見直し検討

役割分担表の見方

区	○ 実施	区が主体となって整備、実施する
	○ 誘導 支援	区が誘導し、事業者の整備等を支援する
	○ 誘導	区が整備等を誘導する（条例、要綱など）
	○ 要請	区が整備等を要請する
	○ 協力	区が他の事業に対し、技術的アドバイス等の協力をする
事業者	○ 実施	事業者が独自に整備、実施する
	○ 参加	事業者が用地の提供や協働の事業者として参加する
	○ 協力	事業者が整備等に協力する
区民	○ 実施	区民が独自に実施する
	○ 参加	区民が区の整備等へ参加、協力する

① 人にやさしい施設整備に関する項目

<基本的考え方>

まちの構成要素であるすべての都市施設が、誰にとっても利用しやすくなるように、段差の解消や垂直移動の確保等の整備を進めます。

1-1 誰にでも利用しやすい住宅をつくるために

1~3 区営住宅の改修にあたっての整備

4~6 民間集合住宅の誘導と改修の支援

7~9 高齢者、障害者対応住宅の確保

1-2 誰にでも利用しやすい公共的建築物をつくるために

10~12 公共建築物の新規整備、改修時における人にやさしい施設整備

13~15 民間施設（特定施設）の整備に際しての誘導

16 小規模または既存施設における人にやさしい施設整備の推進

1-3 誰にでも利用しやすい公園をつくるために

17 公園整備にあたっての利用者の意見の取り入れ

18 公園の入口や設備の改善

19~20 区と区民および事業者の協働による管理の推進

1-4 誰もがトイレ等を便利に使えるようにするために

21~22 公園、公共施設におけるトイレの整備

23 特定施設の誰でもトイレの設置

24 その他（特定施設以外）の民間施設での整備促進

25 誰でもトイレの情報整理とPR

1-1 誰にでも利用しやすい住宅をつくるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■区営住宅の改修にあたっての整備				
1. 区営住宅にエレベーター・共用部分の手すりやスロープの設置などによって、誰にでも使いやすい住宅の整備を進めます。	住宅	○ 実施		
2. 居室について、高齢者等の利用を想定した整備を進めます。	住宅	○ 実施		
3. 「やさしいまちづくり促進地区」など、区と区民および事業者の協働による検討の結果、必要な場所については、都営住宅の優先的な改修を、都へ要請していきます。	住宅 建築調整	○ 要請	○ 参加	○ 参加
■民間集合住宅の誘導と改修の支援				
4. 集合住宅の整備にあたって、福祉のまちづくり条例に基づき、利用しやすい住宅に指導、誘導していきます。	建築調整	○ 誘導	○ 実施	
5. 公開空地と歩道の連続する空間整備など、集合住宅 ★ 周辺の環境向上に寄与する住宅整備を誘導していきます。	住宅 道路 建築調整	○ 誘導	○ 実施	
6. 民間集合住宅の共用部分のバリアフリー化を各種制 ★ 度の活用により指導、誘導していきます。	住宅 建築 建築調整	○ 誘導	○ 実施	
■高齢者、障害者対応住宅の確保				
7. 痴呆性高齢者のグループホームの整備を推進していきます。	高齢福祉	○ 実施	○ 実施	
8. 民間のマンション等に対して、高齢者の利用を想定した計画に誘導、助言していきます。	高齢福祉 住宅	○ 誘導	○ 実施	
9. 障害のある人が地域で自立して生活できる居住の確保を進めるため、グループホーム設置の指導、不動産業者との連携によりバリアフリーの物件もしくは改修可能な物件の情報収集に努めます。	障害者福祉 建築調整	○ 誘導 支援	○ 実施	○ 参加

1-2 誰にでも利用しやすい公共的建築物をつくるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■公共建築物の新規整備、改修時における人にやさしい施設整備の推進				
10. 公共施設で誰もが快適に利用できるように、段差解消や垂直移動等について、車いす等での移動の円滑化の立場から検討と対策を講じます。	各主管課	○ 実施		
11. 「やさしいまちづくり相談員」など、障害のある人を含む利用者と意見交換（既存施設の検証などを通して）を施設整備に活かしていきます。	建築調整 各主管課	○ 実施		○ 参加
12. 既存施設の整備状況を障害のある人を含む利用者とチェックし、関係課への情報提供を行います。	建築調整	○ 実施		○ 参加
■民間施設（特定施設）の整備に際しての誘導				
13. 民間施設の整備にあたり、平成16年度施行のハートビル条例との調整を図り、民間建築物の適正な誘導を図ります。	建築 建築調整	○ 誘導	○ 実施	
14. 民間施設の整備にあたり、福祉のまちづくり条例に基づく特定施設の誘導を継続して実施するとともに「適合証」取得の増大に努めます。	建築調整	○ 誘導	○ 実施	
15. 特定施設の現地調査時に「やさしいまちづくり相談員」が立ち会い、事業者と意見交換を行います。	障害者福祉 建築調整	○ 実施	○ 実施	○ 参加
■小規模または既存施設における人にやさしい施設整備の推進				
16. 「やさしいまちづくりハンドブック」や「バリアフリー★ガイドライン(東京都)」等を活用し、民間の小規模既存施設の入口改修や段差解消等を支援します。	建築調整	○ 支援	○ 実施	○ 参加

★は重点施策として前期に実施するもの

1-3 誰にでも利用しやすい公園をつくるために

	役割分担		
	区 (主な担当課)	事業者	区民
■公園整備にあたっての利用者の意見の取り入れ			
17. 地域の主要な公園、シンボルパーク等の整備にあたり、地域コミュニティの場として利用できるよう、障害のある人を含む地域住民の意見を聴きます。	水辺と緑	○ 実施	○ 参加
■公園の入り口や設備の改善			
18. 公園の改修にあたり、入口を車いすやベビーカーで ★ も入れるように、段差解消、車止めの間隔、グレーチングの目地幅に配慮して整備を進めます。原則として最低一カ所車いすでも利用できるように、公園施設（園路、トイレ、水のみ等）を改善します。	水辺と緑	○ 実施	○ 参加
■区と区民および事業者の協働による管理の推進			
19. 区と区民および事業者の協働による公園管理の推進、区民との協働方策（ビオトープなどの場づくり）を推進していきます。	水辺と緑	○ 実施	○ 参加
20. 公園を地域コミュニティの核として積極的に活用するための地域の自主的な活動の促進やNPOの育成を進めます。	水辺と緑	○ 実施	○ 参加

1-4 誰もがトイレ等を便利に使えるようにするために

	役割分担		
	区 (主な担当課)	事業者	区民
■公園、公共的施設におけるトイレの整備			
21. 公共トイレの整備にあたり、可能な場所では誰でも ★ トイレを整備するとともに、公共施設整備の新築、大規模改修にあたり誰でもトイレの設置を進めます。	各主管課 水辺と緑	○ 実施	
22. 誰でもトイレの整備にあたって小さな子どもや子ども連れの人に利用しやすいものをつくります。また、障害のある人を含む利用者の意見を聴き、整備に反映させます。	各主管課 水辺と緑	○ 実施	○ 参加
■特定施設の誰でもトイレの設置			
23. 特定施設の整備にあたり、誰でもトイレの整備を誘導していきます。整備に際しては障害のある人を含む利用者の意見を聴き、指導、誘導、助言の参考とします。	建築調整	○ 誘導	○ 実施 ○ 参加
■その他（特定施設以外）の民間施設の整備推進			
24. 事業者は、不特定かつ多数が利用する施設における「誰でもトイレ」の設置に努めます。「バリアフリーガイドライン（東京都）」等に基づき必要に応じて障害のある人を含む利用者の意見を聴きます。	建築調整	○ 誘導 要請 協力	○ 実施 ○ 参加
■誰でもトイレ情報の整理とPR			
25. 公共施設、特定施設等が連携して500mに1カ所「誰でもトイレ」が設置されることを目指し、情報を収集し、関係者への情報提供や協力要請をしていきます。	水辺と緑 建築調整	○ 実施	○ 協力 ○ 参加

★は重点施策として前期に実施するもの

2 円滑な移動の確保に関する項目

<基本的考え方>

駅を中心とした一定範囲の整備については、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定し、整備を進めます。

バリアをなくすだけでなく、連続して快適に利用できるように、質を重視し、人（利用者）を中心に考えた整備としていきます。

2-1 道路、水辺の散歩道等を歩きやすくするために

26～33 誰もが移動しやすい歩行者空間の整備推進

34～37 安全対策の推進、商品等のはみ出しや放置自転車の防止

38～40 連続した水辺の散歩道等の整備

2-2 駅を中心とした面整備を進めるために

41 駅の垂直移動の確保

42 駅周辺の連続した動線整備

43 住民参加による駅のバリアフリー点検と計画の策定

2-3 バスやタクシーを利用しやすくするために

44～46 都バスの整備要請

47 タクシー事業者との協力

2-1 道路、水辺の散歩道等を歩きやすくするために

	役割分担		
	区 (主な担当課)	事業者	区民
■誰もが移動しやすい歩行者空間の整備推進			
26. 都市計画道路の整備や再開発等の面整備にあわせ、車いすでも円滑な移動ができるよう十分な幅員の歩行者空間の整備を進めます。	道路 都市計画 再開発 建築調整	○ 実施	○ 実施
27. 民地の開発と連続した歩行者空間の一体的整備を★ ★ かり、官民境界部の段差や植栽等をつくらないように指導、誘導していきます。	道路 住宅 建築調整	○ 誘導	○ 実施
28. 車いすで移動困難な歩道の段差や傾斜が急な場所を★ ★ 改修し、連続的な歩行者空間の整備を進めます。	道路	○ 実施	
29. 電線類地中化が可能なルートを検討し、整備を促進するとともに、区民の参加を得て、歩きやすく安全な道路（コミュニティ道路等）の整備を推進します。	道路	○ 実施	○ 参加
30. 歩行者空間の整備や改修にあたり、舗装材は平滑性の高い素材を使用します。	道路	○ 実施	○ 実施
31. 歩道の不要な切り下げ（使われていない車庫前など）の平坦化を促進します。	道路	○ 調整 実施	○ 実施
32. 橋梁部の急勾配改善や橋詰の休憩スペースを確保していきます。都道部分は、整備を都に要請します。	道路	○ 実施 要請	
33. 歩行者の安全を確保するとともに、自転車での円滑な移動を確保するため、水辺の連続性を活用した自転車通行帯の整備と、自転車のスピード抑制対策を図ります。	水辺と緑	○ 実施	○ 参加
■安全対策の推進、商品等のはみ出しや放置自転車の防止			
34. 視覚障害者対応、シルバー対応信号機の設置が必要な箇所を検討し（地区ワークショップ等による）、交通管理者等に対して要請していきます。	交通対策 道路 建築調整	○ 要請	○ 協力

★は重点施策として前期に実施するもの

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
35. ほとんど使われていない歩道橋については、その再検討を国や都へ要請します。(通学路以外)	道路	○ 要請		
36. 歩道の商品はみ出し、看板などへの対応を強化していきます(区民との協働促進)。	道路 建築調整	○ 実施	○ 協力	○ 参加
37. 駐輪場の整備等の自転車対策を継続して推進します。	交通対策	○ 実施	○ 協力	○ 参加
■連続した水辺の散歩道等の整備				
38. 水辺の連続性を確保し、水辺の散歩道、親水公園等を、車いすやベビーカーなどで連続して円滑に移動できるように努めます。	水辺と緑	○ 実施		○ 参加
39. 車いすで通り抜けができないルートは、看板やサインで明確に表示していきます。	水辺と緑	○ 実施		○ 参加
40. 東京都や民間へ要請し、水辺の連続性を阻害している要因を改善していきます。	水辺と緑	○ 要請		○ 参加

2-2 駅を中心とした面的整備を進めるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■駅の垂直移動の確保				
41. 鉄道駅を誰もが利用しやすく、周辺との円滑な移動★が可能なように、エレベーターやエスカレータ等の垂直移動施設の整備を進めます。	交通対策	○ 実施	○ 実施	○ 参加

■駅周辺の連続した動線整備

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
42. 交通バリアフリー法に基づく駅および駅周辺の連続した整備を進めます。車いすルートへの誘導明記(サイン)や音声による誘導システム、インターホン等による補助的手段の融合による動線を確認します。また、周辺の民間施設を活用したエレベーターの設置が必要な場合は、区が交通事業者と民間施設の調整を行います。	交通対策 建築調整	○ 実施	○ 実施	○ 参加
■住民参加による駅のバリアフリー点検と計画の策定				
43. 駅を中心とした面的な整備を進めるため、交通バリアフリー法による基本構想の策定を検討します。	交通対策	○ 実施	○ 協力	○ 参加

2-3 バスやタクシーを利用しやすくするために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■都バスの整備要請				
44. 道路管理者や警察等と連携して、バス停前後での違法駐車を無くし、バスがバス停に正着しやすくしていきます。	交通対策 建築調整	○ 要請	○ 実施	○ 参加
45. ノンステップバスを導入するよう、バス事業者に要請していきます。	交通対策 高齢事業 障害者福祉	○ 要請	○ 実施	○ 要請
46. バス事業者に対して、高齢者や車いす利用者等への対応方法などについての従業員(運転手)への研修およびスロープや音声案内の整備の要請を行うとともに、研修の講師を紹介することに協力します。	交通対策 高齢事業 障害者福祉	○ 要請 協力	○ 実施	○ 参加
■タクシー事業者との協力				
47. タクシー事業者に対して、高齢者や車いす利用者への対応方法などについての従業員(運転手)への研修の要請を行うとともに、研修の講師を紹介することに協力します。	交通対策 高齢事業 障害者福祉	○ 要請 協力	○ 実施	○ 参加

★は重点施策として前期に実施するもの

③ やさしいまちづくりの総合的取り組みに関する項目

＜基本的考え方＞

個別の施設にとどまらず、地域の取り組みとして「やさしいまち」が実現するように、区民の参加による地域づくり、情報の確保、災害時の対応を進めます。

3-1 地区のやさしいまちづくりを進めるために

48 やさしいまちづくり促進地区

49 地区ワークショップの開催

3-2 わかりやすいまちにしていくために

50～53 誰にでもわかりやすいサインの充実

54 多様な手段での情報提供

55 I Tを活用した情報提供

3-3 災害への備えと被災時の対応を図るために

56～57 避難ルートや避難場所の整備

58～61 災害時の情報提供

3-1 地区のやさしいまちづくりを進めるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■やさしいまちづくり促進地区				
48. 江東区内で先行的にやさしいまちづくりを進めることが求められる地区やまちづくりの機運がある場所を「やさしいまちづくり促進地区」とし、区と区民および事業者の協働でやさしいまちづくりを進めます。	建築調整各関係課	○ 実施	○ 協力	○ 参加
■地区ワークショップの開催				
49. 「やさしいまちづくり促進地区」で地区ワークショップを開催し、まち点検、地区整備状況について調査し、地区の今後のやさしいまちづくりにつなげます。	防災 建築調整各関係課	○ 実施	○ 参加	○ 参加

3-2 わかりやすいまちにしていくために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■誰にでもわかりやすいサインの充実				
50. 車いすでは通り抜けができない水辺のルートや公園などに、通り抜けできないことを明示するとともに、迂回ルートを示します。	水辺と緑	○ 実施		○ 参加
51. トイレの男女区別は、青（男）と赤（女）の原則を守り、外側からはっきり見える場所に設置します。	水辺と緑各主管課	○ 実施	○ 実施	○ 参加
52. 公共施設や民間の特定施設整備にあたり、施設名や目的がわかるよう、正面のわかりやすい位置に目立ちやすくわかりやすいサインを設置します。	各主管課	○ 実施	○ 実施	○ 参加
53. その他のサインについても「地区ワークショップ」等で一定範囲を総合的に検討し、整備・改修を推進します。	建築調整各主管課	○ 実施	○ 実施	○ 参加
★は重点施策として前期 ☆はしくみづくりとして前～中期に実施するもの				
■多様な手段での情報提供				
54. 視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および日	障害者福祉	○	○	○

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
本語を読めない外国人等に対して、行政サービスを理解し、サービスが受けられるよう整備（点字情報、音声誘導、公共施設の電光掲示板の充実、手話通訳者の確保等）し、情報を発信していきます。	建築調整 各関係課	実施	参加	参加
■ I T を活用した情報提供				
55. I Tによる情報提供を、より多くの人が利用できるようにするため、障害のある人や高齢者等を対象としたパソコン講習を実施、支援していきます。	高齢事業 障害者福祉	○ 実施	○ 協力	○ 参加

3-3 災害への備えと被災時の対応を図るために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■避難ルートや避難場所の整備				
56. 一時集合場所や避難所、広域避難場所等の出入り口の改善やトイレの改善等について、バリアフリー化を推進します。	防災 建築調整	○ 実施		○ 参加
57. 細街路の拡幅や避難路の段差解消などによるバリアフリー化を推進します。	防災 建築調整	○ 実施		○ 参加
■災害時の情報提供				
58. 区と区民および事業者が協働で、地区別防災カルテを作成します。	防災	○ 実施		○ 実施
59. 「やさしいまちづくり促進地区」（ワークショップ） ★において、区と区民および事業者の協働による調査をもとに、地域防災の視点を含めてまちの課題や将来像を検討し、まちづくりとの連携を図ります。	防災 建築調整	○ 実施	○ 協力	○ 実施
60. 高齢者や障害のある人への声かけ、話し合いの場づくりによってコミュニケーションを強化し、緊急時の対応を図ります。本人の合意が得られる場合は、	防災 高齢福祉 高齢事業 障害者福祉	○ 協力	○ 協力	○ 実施

	役割分担		
	区 (主な担当課)	事業者	区民
高齢者や障害のある人の状況の把握をし、いざという時の対応方法を検討します。	建築調整		
61. 災害時に、必要な常備薬等が身近に供給できるように、体制を整備していきます。	防災	○ 実施	○ 協力 ○ 参加

★は重点施策として前期に実施するもの

4 整備の指針作成と手法の共有に関する項目

＜基本的考え方＞

やさしいまちづくりを総合的に整備していくためには、建物や道路、駅といった個別の整備を進めるだけでなく、全体がつながりを持って総合的に面整備を進める必要があります。また、実際の現場では、担当者によって判断が分かれたり、マニュアルどおりに作っても、使いにくいものになってしまったりすることも多く見られます。

現場に即した整備を進めるため、障害のある人も含めた利用者の視点を取り込む整備手順のルールを明確にするとともに、解決策のデータを設計者等が共有していきます。

4-1 利用者の視点でまちづくりやものづくりを進めるために

62 やさしいまちづくり相談員制度

63～65 現場実験や利用者との意見交換

4-2 施設整備・改善方法の共有のために

66 やさしいまちづくりハンドブックの作成（マニュアル補完）

4-1 利用者の視点でまちづくりやものづくりを進めるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■やさしいまちづくり相談員制度				
62. 障害がある人などで、やさしいまちづくりや施設整備について意見が聴ける「やさしいまちづくり相談員」を依頼し、設計者が日常的な業務の中で気軽に疑問点を聴き、相談できるようにしていきます。	障害者福祉 建築調整	○ 実施	○ 協力	○ 参加
■現場実験や利用者との意見交換				
63. 障害のある人が直接利用することが多い施設では、建設や改修の企画段階や実施設計、整備などの必要な段階で障害のある人を含む利用者をはじめ、多様な人から意見を聴く機会を設けます。	建築調整 各主管課	○ 実施		○ 参加
64. 整備後の施設の見学会等により、車いす利用者や視覚に障害のある人との意見交換を実施し、その後の公共施設の整備に反映させます。	建築調整 各主管課	○ 実施		○ 参加
65. 歩道の舗装材や公園等の手すりの位置など、図面で判断しにくく現場での検討が重要なものについてはモデル的な整備による現場実験を行うなど、障害のある人を含む利用者との意見交換を充実させます。	建築調整 各主管課	○ 実施		○ 参加

4-2 施設整備・改善方法の共有のために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■やさしいまちづくりハンドブックの作成（マニュアル補完）				
66. やさしいまちづくりを進めるための指針や基本的な考え方を「やさしいまちづくりハンドブック」として簡潔にまとめ、活用します。	建築調整 各主管課	○ 実施	○ 参加	○ 参加

☆はしくみづくりとして前～中期に実施するもの

5 区民参加と育成のしくみづくりに関する項目

＜基本的考え方＞

やさしいまちづくりを担う人的資源の育成に向けて、研修や地域の自主的活動の活性化を推進します。また、小中学校の学校教育との連携を図ります。

まちづくりにおいては、利用者像は多様であり、それぞれの場所や状況にあわせて個別に検討することが必要です。まちづくりやものづくりの過程で利用者の立場から意見を聞くためのしくみづくりと、意見の集約をコーディネートできる人材の育成を推進します。

5-1 やさしいまちづくりの人材育成を進めるために

67 やさしいまちづくりリーダー研修

68 設計者、事業者等の啓発・研修

5-2 地域活動の活用と場づくりを進めるために

69 地域での場づくり

5-3 学校教育と連携して意識を育てていくために

70 総合的な学習等への支援

71 小中学校と地域活動グループの連携

5-4 次世代を担う子どもたちを育てていくために

72～73 次世代を担う子どもの育成

5-1 やさしいまちづくりの人材育成を進めるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■やさしいまちづくりリーダー研修				
67. 地区ワークショップを通して、ワークショップ企画、 ☆ 運営の研修などを実践できるワークショップ運営者 (やさしいまちづくりリーダー) を育成していきます。	建築調整	○ 実施	○ 参加	○ 参加
■設計者、事業者等の啓発・研修				
68. 建築家・工務店など、まちづくりを担う専門家に対して、PRを行うとともに、意識を醸成するための研修等を企画、実施していきます。	都市計画 建築 建築調整	○ 実施	○ 協力	○ 参加

5-2 地域活動の活用と場づくりを進めるために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■地域での場づくり				
69. 区民と地域の商店街や自治会などは、協働して地域のやさしいまちづくり活動を行い、活動の拠点となる場所を確保していきます。	経済 建築調整	○ 協力	○ 実施	○ 実施

☆はしくみづくりとして前～中期に実施するもの

5-3 学校教育と連携して意識を育てていくために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■総合的な学習等への支援				
70. 区内の小中学校の総合的な学習の時間などを活用し ☆ て、やさしいまちづくりに関連する授業への支援を行います。	教育委員会 建築調整	○ 協力	○ 協力	○ 実施
■小中学校と地域活動グループの連携				
71. 区内の自主活動団体やNPOなど、小中学校との連携を図るグループの活動を支援します。	建築調整	○ 協力	○ 協力	○ 参加

5-4 次世代を担う子どもたちを育てていくために

	役割分担			
	区 (主な担当課)	事業者	区民	
■次世代を担う子どもの育成				
72. (仮) 江東区次世代育成支援行動計画を策定し、子育ての視点からやさしいまちづくりを推進します。	子育て支援	○ 実施	○ 協力	○ 参加
73. 子ども家庭支援センターにおいて、地域の場づくりの支援と、子育て環境を充実していきます。	子育て支援	○ 実施	○ 協力	○ 参加

☆はしくみづくりとして前～中期に実施するもの

6 関係者の連携と進行管理に関する項目

＜基本的考え方＞

関連主体が相互に連携して施策を推進するための横断的な体制と進行管理のしくみをつくりま

6-1 関係者の連携のしくみをつくるために

74 関係者の連携のしくみ

75 推進ワーキングチーム)

6-2 進行管理のしくみをつくるために

76～77 実践項目の見直し検討

6-1 関係者の連携のしくみをつくるために

	役割分担		
	区	事業者	区民
■関係者の連携のしくみ			
74. 庁内の連携を図り、総合的な取り組みを進めるため、 ☆ 庁内推進会議および幹事会を継続するとともに、 都、警察、消防など関係機関との連携を進めます。	建築調整 各関係課	○ 実施	
■推進ワーキングチーム			
75. 各関係課によるワーキングチームによって、やさし ☆ いまちづくりの推進にあたっての情報交換や業務 の連携を図ります。	建築調整 各関係課	○ 実施	

6-2 進行管理のしくみをつくるために

	役割分担		
	区	事業者	区民
■実践項目の見直し検討			
76. 「実践項目」の推進状況を把握するため、年度毎に ☆ 区と区民により推進状況調査を行います。	建築調整	○ 実施	○ 参加
77. 社会情勢の変化、関連計画との整合、推進状況調査 ☆ をもとに、区と区民により「実践項目」を見直して いきます。	建築調整 各関係課	○ 実施	○ 参加

☆はしくみづくりとして前～中期に実施するもの